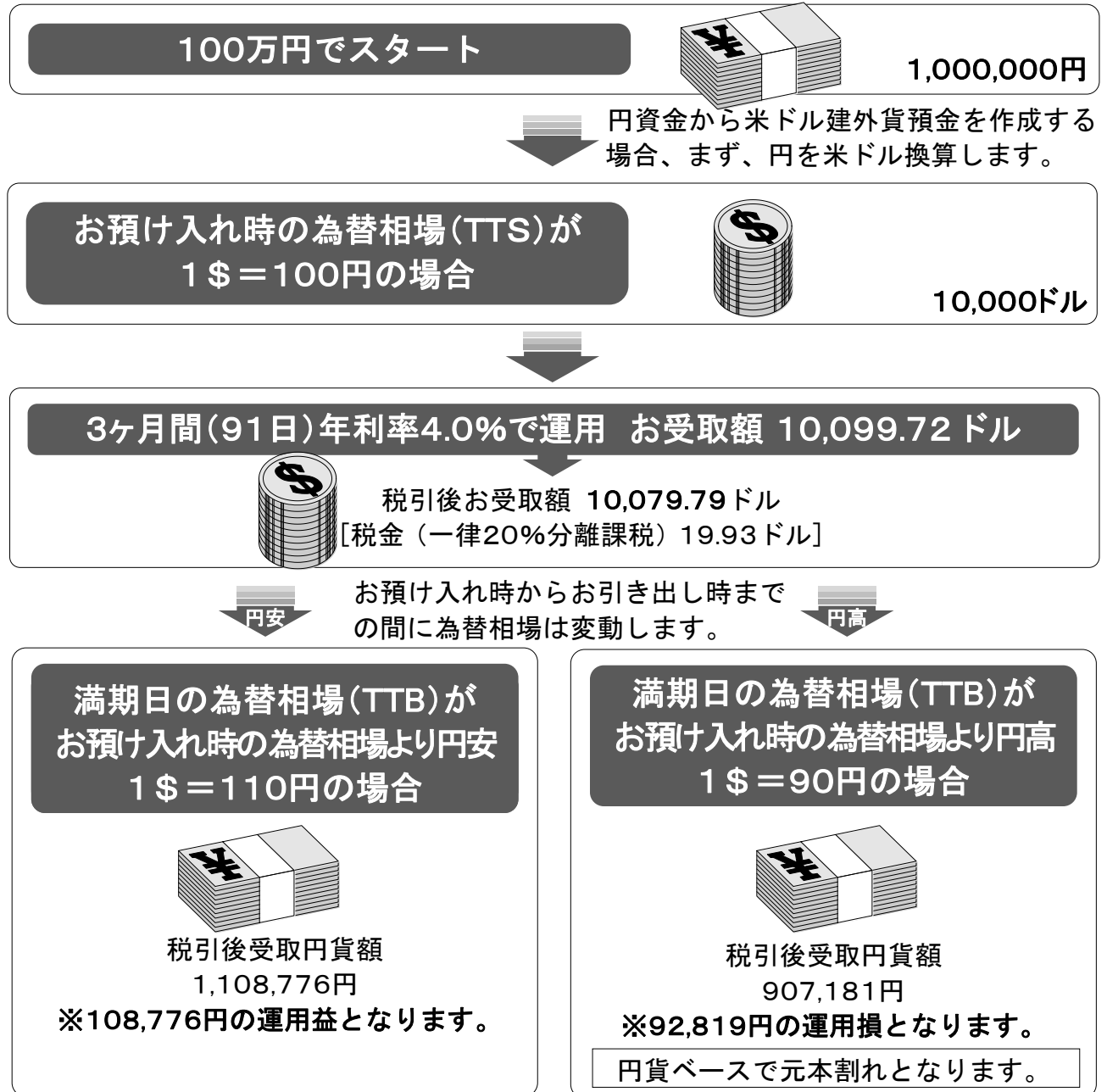


外貨預金

外貨預金のしくみ（お申し込みからお引き出しまで）

[100万円を米ドル定期預金で3ヶ月間（91日）運用した場合（年利率4.0%）]

※税金は、個人の基本税率（国税15%、地方税5%）にて計算しています。



※図はあくまで運用例であり、実際の金利、為替相場とは異なります。

外貨預金では、お引き出し時の為替相場が、お預け入れ時の為替相場よりも円安となった場合には為替差益が得られますが、円高となった場合には為替差損が発生します。為替差損により、お引き出し円貨額が、当初お預け入れ円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）こともあります。

外貨預金

ご注意ください！

為替リスク

外貨預金には為替リスクがあり、受取円貨額がお預け入れ時の払込円価額を下回る可能性があります。

お引き出し時の円換算金額は「お引き出し外貨額×お引き出し時の為替相場」で計算され、為替相場は日々変動します。従って、外貨預金は円で考えた場合、元本保証の無い利回りの確定しない商品ということになります。お預け入れ時の為替相場に比べ、お引き出し時の為替相場が円安になると為替差益が生じますが、逆に円高になると為替差損が生じ、金利を含めても受取円貨額がお預け入れ時の払込円貨額を下回る可能性があります。

(円安)為替差益	元本について、お引き出し時の為替相場>お預け入れ時の為替相場(円安)の場合に発生
(円高)為替差損	元本について、お引き出し時の為替相場<お預け入れ時の為替相場(円高)の場合に発生

適用為替相場

外貨預金の取引に適用される為替相場（お預け入れ時のTTS相場、お引き出し時のTTB相場）には、為替手数料が含まれています。そのため為替相場に変動がない場合でも、受取円貨額がお預け入れ時の払込円貨額を下回る可能性があります。

為替手数料は通貨により異なります。お預け入れ、お引き出し時の往復の為替手数料は、例えば、米ドル2円、ユーロ3円、英ポンド8円、カナダドル3円20銭、スイスフラン1円80銭、オーストラリアドル4円、人民元80銭、シンガポールドル1円66銭となります。

米ドルの場合の適用相場（例）

101円	TTS（電信売相場）	外貨預金お預け入れ時の適用相場（TTM+1円）
↓		1円（為替手数料）	
100円	TTM（公表仲値）	毎日午前10時頃に決定される中心相場（※）
↓		1円（為替手数料）	
99円	TTB（電信買相場）	外貨預金お引き出し時の適用相場（TTM-1円）

※TTM（公表仲値）は、テレビや新聞で報道されている為替相場（銀行間市場で取引される相場）とは必ずしも一致しません。

- お取引金額が5万米ドル相当額を超える場合、お取引時点での市場実勢に基づく為替相場が適用されます。
- 為替相場の動向次第では、公表相場が適用されない場合があります。
- また、取り扱い通貨国の諸事情により外国為替市場が閉鎖された場合など、お預け入れ、お引き出し、解約、書替継続ができなくなることがあります。

金 利

外貨預金の種類により異なり、金利環境の変化等により変更されることがあります。詳しくは、窓口にてお問い合わせください。

外貨預金

中途解約（据置期間中の払出）：外貨定期預金・外貨貯蓄預金の場合のみ

外貨定期預金の中途解約や外貨貯蓄預金の据置期間中の払出は原則としてお取り扱いできません。当行がやむを得ないものと認めて中途解約（据置期間中の払出）に応じる場合、外貨定期預金については、解約日における外貨普通預金利率を適用いたします。外貨貯蓄預金については、据置期間中の払出の場合、当行所定の払出手数料を申し受けます。

据置期間：（外貨貯蓄預金）預入日から1ヶ月後の応当日の前営業日の前日までの期間

払出手数料：払出元本金額×（払出日前日の適用利率－払出日の当該外貨普通預金利率）×預入日数÷365日×80%×払出日の当行TTB

〈例：米ドル貯蓄預金の場合〉

6/26お預け入れの5,000.00ドルの明細に対し、7/19に据置期間内お引き出しされる場合。

お引き出し日前日の適用利率は4.0%、お引き出し日当日の外貨普通預金利率が0.5%、適用相場（TTB）が1ドル=110円の場合。

$USD5,000.00 \times (4.0\% - 0.5\%) \times 23日 \div 365日 = USD11.02$ （補助通貨未満切捨て）

$USD11.02 \times 80\% = USD8.81$ （補助通貨未満切捨て）

$USD8.81 \times 110 = 969円$ （払出手数料）

注）据置期間中のお引き出しは、明細単位でのお引き出しとなります。（明細の一部をお引き出しすることはできません）。上記例の場合、明細金額は5,000.00ドルとなりますので、3,000.00ドルが必要な場合でも、明細金額全額の5,000.00ドルをお引き出ししていただくことになります。

預金保険

外貨預金は預金保険制度（金融機関破綻時に預金者に対して一定の支払限度額まで保険金が支払われる制度）の対象ではありません。

税 金

外貨預金は、利息部分および為替差益について、課税されます。

○お利息に対する課税：

一律20%（国税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。ただし、2019年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りいただくお利息については、復興特別所得税が追加課税され、一律20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。なお法人のお客さまは、2016年1月1日以降支払時期が到来する利息に対し、地方税は源泉徴収されません。外貨預金のお利息はマル優の対象外です。個人のお客さまは源泉分離課税、法人のお客さまは総合課税が適用されます。

○為替差益に対する課税：

個人の場合、雑所得として確定申告による総合課税の対象となっています。但し、年収が2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与以外の所得が年間20万円以下であれば確定申告は不要となっています。為替差損が生じた場合は、雑所得から控除することができます（但し、他の所得区分との損益通算はできません）。法人の場合、総合課税となります。

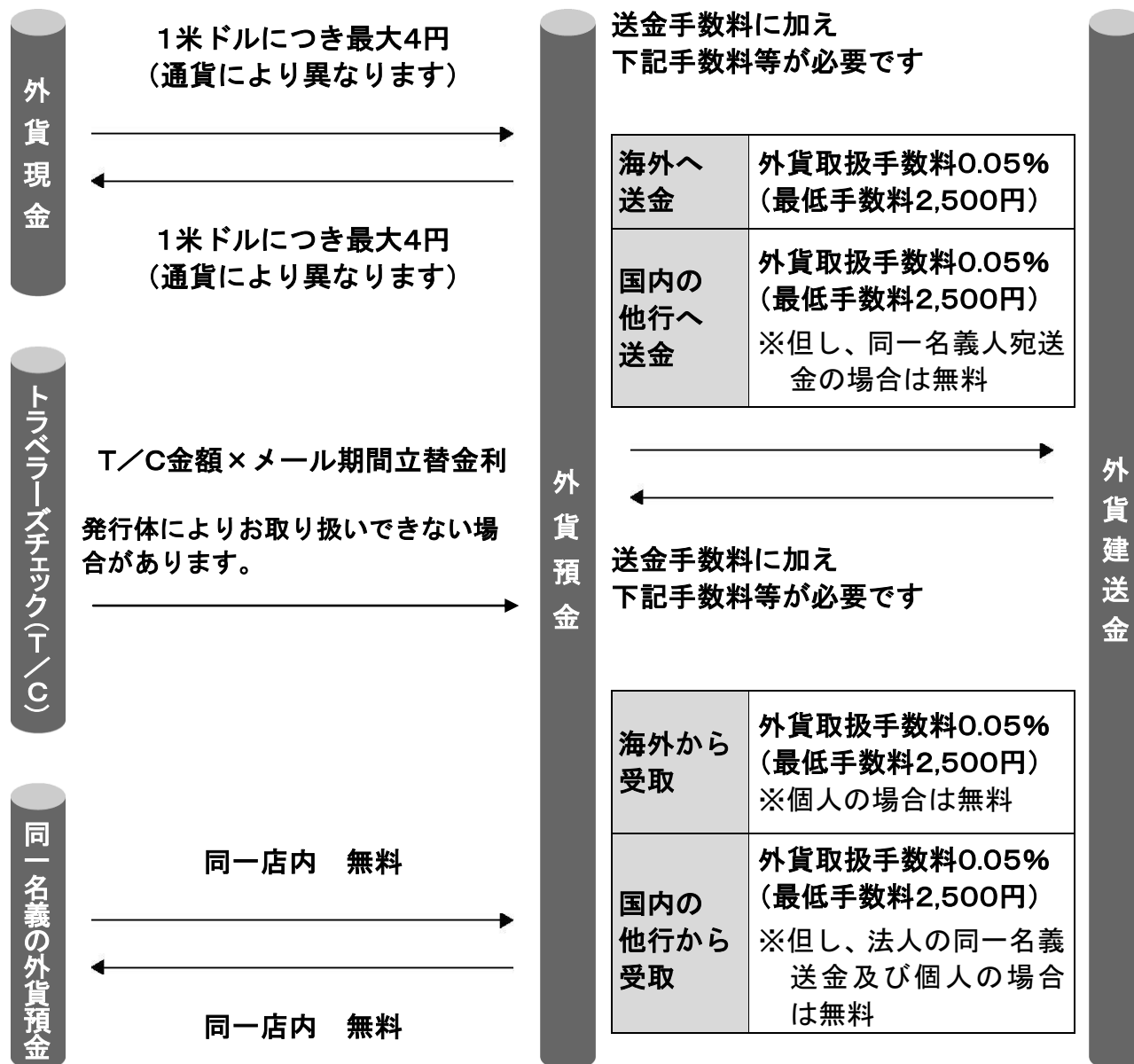
詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。

外貨預金

手数料（金利情勢等により変動しますので、窓口にお問い合わせください。）

外貨によるお預け入れ・お引き出し等、手数料がかかる場合があります。

外貨預金のお預け入れおよびお引き出しに際して、外貨によるお預け入れ・お引き出しの場合等、特有の手数料がかかる場合があります。この為、お客様の実質的なご負担が大きくなる場合があります。



外貨によるお預け入れおよびお引き出し、外貨建送金は、店舗によりお取り扱いできない場合がございますので、事前にご相談ください。

外貨預金

先物為替予約

先物為替予約は、外貨と円の交換相場等を予め確定させる取引で外貨定期預金にご利用いただけます。なお、相場のいかにかわらず締結後の取消・変更はできません。

先物為替予約は、外貨定期預金の満期日の為替相場を預入期間中に決定し、満期日の受取円貨額を事前に確定させる取引等のことです。

但し、先物為替予約を締結すると、お客さまにとって為替相場が有利に変動しても取消・変更はできません。また、先物為替予約を締結した場合、予約期日以前に払い出すことはできませんのでご注意ください。なお、先物為替予約取引をお申し込みいただく場合は、手続にお時間を要しますので、ご来店前に取引店窓口にご連絡いただくことをお勧め申し上げます。

その他ご留意点

●お取り扱い時間について

公表為替相場および利率決定の関係上、下記の時間帯にご来店いただきますようお願い申し上げます。

通貨種類	預金種類	お取り扱い時間
米ドル	全種類	午前10時以降、午後3時まで
ユーロ	全種類	午前11時30分以降、午後3時まで
米ドル・ユーロ以外	窓口までご相談ください	

●外貨でのお預け入れ・お引き出しおよび外貨建て送金について

店舗によりお取り扱いできない場合がありますので、事前にご相談ください。

●満期日以降のお利息について

非自動継続型外貨定期預金の満期日以降のお利息には、解約時の当該外貨の普通預金利率を適用させていただきます。

●当行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室

TEL:0570-017109または03-5252-3772

なお、当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

外貨預金の商品内容等に関するお問い合わせは、当行営業店窓口または下記までお気軽にお問い合わせください。株式会社 百十四銀行 市場国際部 外為営業支援グループ(電話:087-836-2161)

外貨預金

種 類	外貨定期預金
預入通貨	自動継続型：米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、人民元 非自動継続型：米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、人民元、シンガポールドル以外の通貨は窓口にお問い合わせください。
最低預入金額	100通貨単位（人民元のみ10万元）
期間	自動継続型：1カ月、3カ月、6カ月、1年 非自動継続型：1週間、2週間、3週間、1カ月、2カ月、3カ月、6カ月、9カ月、1年（任意の日のご指定も可能）
対象者	個人（含む個人事業主）・法人
利息(1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	(1)お預け入れ時の利率を満期日まで適用します。利率は窓口にお問い合わせください。 (2)自動継続型：満期日に前回と同一期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 自動継続時の金利は継続日における当行所定の利率を適用します。 ①元金成長型：お利息を元金と合算し新元金として継続します。 ②利息受取型：お利息を予めご指定いただいた預金口座（円普通、円当座、外貨普通のいずれか）に入金し、元金に変更はありません。 非自動継続型：満期日以後に一括してお支払いします。満期日以降、解約または継続日までの金利は当該通貨の外貨普通預金金利を適用します。 (3)付利単位を1通貨単位とした1年を365日とする日割計算、日数は片端。
中途解約	原則としてお取り扱いできません。
税金	お利息に対して一律20%（国税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。ただし、2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りいただくお利息については、復興特別所得税が追加課税され、一律20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。なお法人のお客さまは、2016年1月1日以降に支払時期が到来する利息に対し、地方税は源泉徴収されません。外貨預金のお利息はマル優の対象外です。円預金利息と同様、個人のお客さまは源泉分離課税、法人のお客さまは総合課税が適用されます。 為替差益に対する税金 法人のお客さまの場合：総合課税 個人のお客さまの場合：為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収が2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の雑所得から控除することができます。ただし、他の所得区分との損益通算はできません。詳しくはお客さまご自身で公認会計士、税理士にご相談ください。
手数料および適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることができません。詳細は、窓口にお問い合わせください。

預金保険	対象外となります。
先物為替予約	外貨と円貨の交換相場を予め確定させるためにご利用いただけます。
付加できる特約事項	ございません。

外貨預金

種類	外貨貯蓄貯金
預入通貨	米ドル、ユーロ、オーストラリアドル
最低預入金額	1通貨単位
期間	預入日から1ヶ月後の応当日の前営業日より出金自由
対象者	個人（含む個人事業主）（任意団体はご利用いただけません）
利息(1)適用利率	(1)毎日の最終残高（据置期間内の残高を含む）に応じた金額段階別（5段階）の当行所定の利率を適用します。利率は窓口にお問い合わせください。 ①2,000米ドル(相当額)未満 ②2,000米ドル(相当額)以上10,000米ドル(相当額)未満 ③10,000米ドル(相当額)以上30,000米ドル(相当額)未満 ④30,000米ドル(相当額)以上100,000米ドル(相当額)未満 ⑤100,000米ドル(相当額)以上 上記①2,000米ドル相当額未満の金利は当該通貨の外貨普通預金金利を適用します。金融情勢などの都合により、金額段階毎の金利に差がつかない場合があります。
(2)利払方法	(2)お利息は、原則毎月第2日曜日の翌営業日に外貨貯蓄預金口座にご入金します。
(3)計算方法	(3)1年を365日とする日割り計算、日数は片端、付利単位は1通貨単位。
据置期間中の払出	原則としてお取り扱いできません。
継続預入プラン	毎月一定日に円貨の指定口座（同一支店内のご本人名義の普通預金または当座預金）から一定額を自動振替により外貨貯蓄預金へ自動的に預け入れるサービスです。毎月一定日以外に、年2回まで割増月をご指定いただけます。 振替最低金額：1万円以上500万円以下（1円単位） 預入金額：振替日における預入外貨額は、当行公表相場（TTS）を使用し算出いたします。 振替日の自動振替お取り扱い上の制限： 振替日の早朝の時点で引落口座の残高が振替金額に満たない場合には振替は行いません。また指定口座が総合口座またはカードローン取引口座の場合、貸越を利用した振替は行いません。（振替を行わなかった旨のご通知もいたしません）その後、振替日中に引落口座にご入金された場合でも、振替は行いませんのであらかじめご了承ください。
先物為替予約	先物為替予約のお取り扱いはできません。
自動振替口座指定、送金受取口座指定	給与、配当金、自動継続外貨定期預金利息等の受取口座や各種料金等の自動引落口座、送金の受取口座に指定することはできません。
税金、手数料および適用相場、預金保険、付加できる特約事項	外貨定期預金と同様です。

外貨預金

種類	外貨普通預金	外貨当座預金
預入通貨	米ドル等主要外国通貨（取り扱い通貨は窓口までお問い合わせください。）	
最低預入金額	1通貨単位	
期間	期間の定めなし	
対象者	個人（含む個人事業主）・法人 ※貿易等決済業務に使用する人民元建外貨普通預金は法人に限ります。	
利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	(1)当行所定の利率を適用します。利率は窓口にお問い合わせください。 (2)毎年3月と9月の当行所定の日に口座に入金します。 (3)毎日の最終残高1通貨単位以上について1年を365日とする日割計算、日数は片端。 ※貿易等決済業務に使用する人民元建外貨普通預金には利息をつけません。	利息をつけません。
払戻方法	当行所定の払戻請求書により払い戻します。当行所定の本支店における当行所定の限度額までの払い戻しを取り扱います。外貨当座預金は小切手用紙、手形用紙は交付しません。	
先物為替予約	先物為替予約のお取り扱いはできません。	
税金、手数料および適用相場、預金保険、付加できる特約事項	外貨定期預金と同様です。	